

岩手県告示第212号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成28年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 介護保険事業所番号 | 開設者の名称又は氏名 | 施設の名称 | 施設の所在地 | 指定の辞退の効力発生年月日 |
|------------|------------|------------------------|---------------------|---------------|
| 0310611215 | 医療法人優親会 | 医療法人優親会 及川 放射線科内科医院 | 北上市立花10地割28番 地 1 | 平成28年3月1日 |